

回 覧

地区の皆さまへ

鳥インフルエンザ発生時に備えた事前準備に係るご案内

例年、冬期に流行する高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、神栖市では早期の準備を進めております。

今後、万が一市内および近隣自治体で発生し、茨城県から処理（焼却処分等）の依頼があった場合の対応内容や、処理の詳細等について、事前にご案内いたします。

詳細につきましては、別添の資料をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、農林課までお問い合わせください。

問合せ先
神栖市役所 農林課
TEL:0299-90-1008



畜 第 8 4 0 号
令和 7 年 9 月 11 日

各市町村畜産担当課長 殿
各市町村焼却施設担当課長 殿
各事務組合廃棄物対策担当課長 殿

茨城県農林水産部畜産課長

高(低)病原性鳥インフルエンザ発生時に備えた焼却施設における事前準備に
ついて(依頼)

日頃より、家畜防疫対応につきまして、関係機関の皆様には御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。

県では、日頃から養鶏農家全戸に対し防疫対策の徹底を指導するとともに、発生した際には国指針や県防疫対策マニュアルに基づき、迅速な防疫措置が行えるよう準備をしております。

本県では現在、農場で殺処分した患畜の死体等は、埋却処分を前提とした防疫措置を優先的に行う方針としています。しかしながら、発生農場の埋却地の状態や周辺環境への配慮が必要になる場合など、状況に応じては下記により焼却処分する必要があるが生じます。

このため、貴市町村、または、貴事務組合におかれましては、昨年度と同様一般廃棄物焼却施設において円滑に患畜の死体等を焼却できるよう、畜産担当部署と焼却施設担当部署で発生に備えた体制の確認をしていただきますようお願いいたします。

なお、養鶏場等で鳥インフルエンザが発生し、焼却処分する必要がある生じた場合は、改めて相談させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 県は、発生農場等の所在する市町村の焼却施設、又は、その市町村が主に焼却を依頼している施設に焼却を依頼する。
- 2 県は、発生元農場のある市町村や事務組合で全ての焼却ができない場合には、近隣市町村、事務組合や民間焼却施設に焼却を依頼する。(民間焼却施設での焼却については、平成 29 年 5 月 10 日に(一社)茨城県産業資源循環協会と防疫業務に関する協定を締結)。
- 3 焼却に要する費用は、県と国が負担する。

問い合わせ先

茨城県農林水産部畜産課

経営環境 G 石尾、赤上、宮下

TEL:029-301-3988 FAX:029-301-3999

茨城県では、県内の養鶏場で鳥インフルエンザが発生した場合、発生地の焼却場に加えて県内の焼却可能な焼却場で処分鶏や卵を焼却することにより、迅速に鳥インフルエンザを終息させることとしております。

○焼却受け入れ時は周辺の地区、企業等へお知らせします

鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却を受け入れる場合は、近隣の皆様にお知らせします。

○運搬時は梱包の上、徹底消毒を行います

処分鶏等の運搬車は、運行ルート（別紙参照）を通り、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターに運搬予定です。

○日本で鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染事例はありません

鳥インフルエンザのヒトへの感染は、飼養鳥との濃密な接触(感染鳥の排せつ物に触れる、感染鳥の羽をむしる等)があった場合がほとんどで、国内での発症は確認されていません。

鳥インフルエンザとは

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症です。

鳥インフルエンザの中でも、鶏に対して高い病原性を示す場合を、高病原性鳥インフルエンザと言います。

処分鶏の焼却処分方法

①トラックへ積み込み

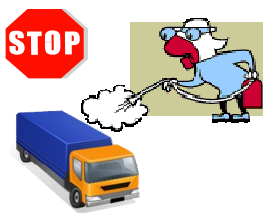


養鶏場

②トラック消毒



③消毒ポイント



道路

④焼却場で車消毒



⑤荷下ろし・消毒



焼却場

⑥焼却炉へ移動

